

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 4. 1	R7. 4. 9	一般紙（朝日新聞・読売新聞・日経新聞・産経新聞・毎日新聞）について ①令和7年度の公的に購読している局ごとの部数 ②令和7年度に出している許可証の申請と許可証 政党新聞 あかはた（日刊・日曜版）・公明新聞・自由民主・社会新報について ①公的に購読している局ごとの部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数を把握しているならばその部数 ③政党機関紙に許可証を出しているのであれば、許可申請書と許可証 ④許可証を出しているのであれば、その根拠となる文書又は記録	2	1															総務局総務部 文書課
2	R7. 3. 26	R7. 4. 9	庁内管理規則・東京都巡視勤務規程に基づく巡視日誌等と思われる一切の文書。	1		1					1		1		1				（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため （条例第7条第4号） 庁内の警備体制に関する重要な情報であり、これを公にすることは、庁内での不法行為等の取 行を容易にするおそれがあるため （条例第7条第6号） 庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内管理業務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 総務課
3	R7. 2. 19	R7. 4. 11	清掃委託契約書（小笠原支庁及び母島出張所）	22		1							1						（条例第7条第4号） 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁総務課
4	R7. 2. 19	R7. 4. 11	父島のゴミ箱の処理（産廃）の方法					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁総務課
5	R7. 2. 19	R7. 4. 11	父島の昼休みが12時から13時30分となっているが、情報公開請求を受付しない根拠（たとえ ば昼当番をおかない）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁総務課
6	R7. 2. 14	R7. 4. 11	清掃委託契約書（小笠原支庁及び母島出張所）	22		1							1						（条例第7条第4号） 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁総務課
7	R7. 2. 14	R7. 4. 11	母島のゴミ箱の処理（産廃）の方法					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁総務課
8	R7. 2. 14	R7. 4. 11	母島の昼休みが12時から13時30分となっているが、情報公開請求を受付しない根拠（たとえ ば昼当番をおかない）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁総務課
9	R7. 2. 14	R7. 4. 11	事務分掌（母島出張所）	4		1					1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため	総務局小笠原 支庁総務課
10	R7. 4. 3	R7. 4. 11	入庁に関する総務局警備担当の対応の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引き など）						1		1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部 総務課
11	R7. 2. 14	R7. 4. 14	令和6年度沖港船客待合所及び公衆便所清掃委託契約書	16		1							1						（条例第7条第4号） 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁港湾課
12	R7. 2. 14	R7. 4. 14	母島の無電柱化工事 入札状況、契約書、仕様書、道路交通規制の内容、警察とのやりとり文書					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁母島出張 所
13	R7. 3. 31	R7. 4. 14	06総行区第601号「育児休業の承認について」	6		1					1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため	総務局行政部 区政課
14	R7. 4. 1	R7. 4. 14	一般紙（朝日新聞・読売新聞・日経新聞・産経新聞・毎日新聞）について ①令和7年度の公的に購読している局ごとの部数 ②令和7年度に出している許可証の申請と許可証 政党新聞 あかはた（日刊・日曜版）・公明新聞・自由民主・社会新報について ①公的に購読している局ごとの部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数を把握しているならばその部数 ③政党機関紙に許可証を出しているのであれば、許可申請書と許可証 ④許可証を出しているのであれば、その根拠となる文書又は記録						1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R7. 4. 2	R7. 4. 14	東京都情報公開条例（全文）（様式用紙含）																条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局総務部 情報公開課
16	R7. 2. 19	R7. 4. 15	・ 請書、仕様書（水産センター庁舎等清掃委託） ・ 委託契約書、仕様書（亜熱帯農業センター本館清掃、駐車場及び駐車場便所清掃委託（令和6年度））	25		1							1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁産業課
17	R7. 2. 14	R7. 4. 15	請書・仕様書（令和6年度 営農研修所管理棟空調設備清掃業務委託）	2		1							1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁産業課
18	R7. 2. 14	R7. 4. 15	令和6年度港湾施設の使用許可について（沖港・年間有償分）	92		1							1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁港湾課
19	R7. 2. 14	R7. 4. 15	母島の道路の詳細地図（図面）村道と都道のすみ分け					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁母島出張 所
20	R7. 2. 14	R7. 4. 15	母島の経費の充当額（過去3年分）（建設と維持）																条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局小笠原 支庁母島出張 所
21	R7. 4. 1	R7. 4. 15	一審被告事件に係る控訴について議会の議決を得るようになった事情（時期、経緯等）が記載されている公文書（当該公文書が起案文書又は供覧文書の一部である場合にあっては、当該起案文書又は供覧文書の全体）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 法務課
22	R7. 4. 1	R7. 4. 15	一般紙（朝日新聞・読売新聞・日経新聞・産経新聞・毎日新聞）について ①令和7年度の公的に購読している局ごとの部数 ②令和7年度に出している許可証の申請と許可証 政党新聞 あかはた（日刊・日曜版）・公明新聞・自由民主・社会新報について ①公的に購読している局ごとの部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数を把握しているならばその部数 ③政党機関紙に許可証を出しているのであれば、許可申請書と許可証 ④許可証を出しているのであれば、その根拠となる文書又は記録	20	1															総務局総務部 総務課
23	R7. 4. 1	R7. 4. 15	一般紙（朝日新聞・読売新聞・日経新聞・産経新聞・毎日新聞）について ①令和7年度の公的に購読している局ごとの部数 ②令和7年度に出している許可証の申請と許可証 政党新聞 あかはた（日刊・日曜版）・公明新聞・自由民主・社会新報について ①公的に購読している局ごとの部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数を把握しているならばその部数 ③政党機関紙に許可証を出しているのであれば、許可申請書と許可証 ④許可証を出しているのであれば、その根拠となる文書又は記録	2		1					1								(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部 総務課
24	R7. 4. 1	R7. 4. 15	一般紙（朝日新聞・読売新聞・日経新聞・産経新聞・毎日新聞）について ①令和7年度の公的に購読している局ごとの部数 ②令和7年度に出している許可証の申請と許可証 政党新聞 あかはた（日刊・日曜版）・公明新聞・自由民主・社会新報について ①公的に購読している局ごとの部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数を把握しているならばその部数 ③政党機関紙に許可証を出しているのであれば、許可申請書と許可証 ④許可証を出しているのであれば、その根拠となる文書又は記録					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R7. 4. 1	R7. 4. 15	対応記録表	14		1					1	1			1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外の問合せが大量に又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局総務部 総務課
26	R7. 2. 19	R7. 4. 16	支庁職員住宅使用料一覧（令和5年4月1日施工）	1	1															総務局行政部 振興企画課
27	R7. 2. 19	R7. 4. 18	事務分掌、座席表（小笠原支庁）、引継書（支庁長）、引継書（担当部長）	63		1					1	1			1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、本来の業務目的以外の問合せが大量に又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局小笠原 支庁総務課
28	R7. 2. 19	R7. 4. 18	令和6年度二見港船客待合所及びははじま丸休憩所清掃委託契約書 令和6年度港湾・漁港施設清掃委託契約書	37		1							1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁港湾課
29	R7. 2. 19	R7. 4. 18	令和6年度港湾施設の使用許可について（二見港・年間有償分）	102		1							1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局小笠原 支庁港湾課
30	R7. 2. 19	R7. 4. 18	父島の経費の充当額（過去3年分）（建設と維持）					1											保存期間の満了に伴い、廃棄した又は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁土木課
31	R7. 2. 19	R7. 4. 18	父島の道路の詳細地図（図面）村道と都道のすみ分け																条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局小笠原 支庁土木課
32	R7. 2. 19	R7. 4. 18	父島の太陽光パネル設置工事、無電柱化工事、東京電力との関係（経費・契約） 上記について過去の完了した内容（契約書・仕様書・図面・入札状況）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局小笠原 支庁土木課
33	R7. 4. 8	R7. 4. 22	事務引継書	13		1									1				(条例第7条第6号) 公にすることにより、業務管理等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 情報公開課
34	R7. 4. 8	R7. 4. 22	情報公開ルームが機能せず改善をしないことがわかる文書等。（改善の予定があればわかる文書）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課
35	R7. 4. 14	R7. 4. 28	1 東京都災害情報システム（7）基本設計・詳細設計業務委託 技術審査委員会（第2回） 審査結果	4		1						1							(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	総務局総合防 災部防災通信 課
36	R7. 4. 16	R7. 4. 30	東京都が東京消防庁へ対し作成を規定し、又は、保存、他、定めた「東京消防庁へ対する文書全ての行政文書管理ファイル簿」					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課